

(別添1)

◇ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 読替表

目次

第一条（介護保険法施行令の一部改正）関係の読替え

◎ 介護保険法施行令第三十五条の六による読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

◎ 介護保険法施行令第三十五条の七による読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

◎ 介護保険法施行令第三十五条の八による読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

◎ 介護保険法施行令第三十五条の九による読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

◎ 介護保険法施行令第三十五条の十第一項による読替え・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

◎ 介護保険法施行令第三十五条の十第二項による読替え・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

参考・・介護保険法第七十八条の十七による第七十八条の五第二項の読替え（法において直接規定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

◎ 介護保険法施行令第三十五条の十二による読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

◎ 介護保険法施行令附則第十四条第二項による同令第三十八条第一項の読替え・・・・・・・・ 25

◎介護保険法施行令附則第十四条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の読替え	28
◎介護保険法施行令附則第十四条第三項による同条第一項及び第二項の読替え	30
◎介護保険法施行令附則第十四条第四項による同条第一項及び第二項の読替え	32
◎介護保険法施行令附則第十五条第二項による同令第三十八條第一項の読替え	34
◎介護保険法施行令附則第十五条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の読替え	37
◎介護保険法施行令附則第十五条第三項による同条第一項及び第二項の読替え	39
◎介護保険法施行令附則第十五条第四項による同条第一項及び第二項の読替え	41
◎介護保険法施行令附則第十六条第二項による同令第三十九條第一項の読替え	43
◎介護保険法施行令附則第十六条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の読替え	46
◎介護保険法施行令附則第十六条第三項による同条第一項及び第二項の読替え	48
◎介護保険法施行令附則第十六条第四項による同条第一項及び第二項の読替え	50

◎介護保険法施行令附則第十七条第二項による同令第三十九条第一項の読替え	52
◎介護保険法施行令附則第十七条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の読替え	55
◎介護保険法施行令附則第十七条第三項による同条第一項及び第二項の読替え	57
◎介護保険法施行令附則第十七条第四項による同条第一項及び第二項の読替え	59
第七条関係（地方自治法施行令の一部改正）関係の読替え	
◎地方自治法第七十四条の三十一の二第三項による老人福祉法の読替え	61
◎地方自治法第七十四条の四十九の十第三項による老人福祉法の読替え	65
◎地方自治法第七十四条の三十一の四第三項による介護保険法の読替え	69
◎地方自治法第七十四条の四十九の十一の二第三項による介護保険法の読替え	107
第二章（経過措置）関係の読替え	
◎第二十二条第二項による新介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する 新介護保険法第七十条の二第四項において準用する新介護保険法第七十八条の二第一項 の読替え	141

◎第二十二條第四項による新介護保険法第八十六條の二第四項において準用する 新介護保険法第八十六條第一項の読替え	142
◎第二十四條による平成十八年旧介護保険法第十三條第一項第二号の読替え	143
◎第二十五條による改正法第四條の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律 附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十四 條の規定による改正前の国民健康保険法第十六條の二第一項第六号の読替え	144
◎第二十六條による改正法第四條の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律 附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條 の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五條の二第一項第六号の 読替え	145
◎附則第二條による第五條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令 第一條第一項の読替え	146
◎附則第四條による地方自治法施行令第七十四條の三十一の二及び第七十四條の 四十九の十一の二の読替え	147
◎附則第四條による読替え後の地方自治法第七十四條の三十一の四第三項による 平成十八年旧介護保険法の読替え	152

◎ 附則第四条による読替後の地方自治法第七十四条の四十九の十一の二第三項による  
平成十八年旧介護保険法の読替え